

## 「中間論点整理」のスケルトン(イメージ)

(平22.5.11)

**(はじめに)****・日証協の自主規制のあり方(基本理念)**

- ・ 自主規制の目的
- ・ 法令、行政との役割分担
- ・ ディスクロージャー、コミュニケーション充実の必要性
- ・ 金商法による強制加入制について

**・日証協の自主規制機能の発揮・強化のための方策(各論)****1. プリンシプル・ベースとルール・ベースを適切に組み合わせた自主規制**

- ・ プリンシプル・ベースが馴染む自主規制規則についての考え方
- ・ プリンシプル・ベースとエンフォースメント  
(「取引の信義則違反」や「プリンシプル条項」違反と制裁についての考え方)

**2. ルール・メイキング等**

ルール・メイキングに当たって留意すべき点

- ・ 協会員はじめ各方面とのコミュニケーションの充実(規制コストにも配慮したルール・メイキング、規制の水準)
- ・ 規則の定期的な見直しシステム
- ・ 望ましい規則体系
- ・ ATCの活用(問題等の早期把握と情報発信)
- ・ 法令・諸規則に関するガイドライン、Q & A等(ベストプラクティス等を含む)のタイムリーな発信

**3. エンフォースメント**

- ・ 監査・モニタリング
- ・ 処分

#### **4. ディスクローチャー**

- ・ 自主規制の存在意義・業務に関する能動的・効果的な情報発信(対利用者、対協会会員)
  - ルール、ルール・メイキングのプロセス
  - ガイドライン、Q & A
  - 処分事案
  - 苦情処理・あっせん事案
- ・ インベスター・アラートの活用

#### **5. 他の自主規制機関との連携**

#### **6. その他**

- ・ 自主規制規則と独禁法との関係
- ・ 投資教育
- ・ その他

#### **(おわりに)**

- ・ 金融規制見直しに関する国際動向を踏まえ、今後も、適宜検討を行う。

以上

## 「中間論点整理」タタキ台

(平22.5.11)

**日証協の自主規制のあり方(基本理念)**

## 【自主規制の目的】

- ・ 公正かつ健全な証券市場及び有価証券取引は、国民経済の発展ために必要不可欠の存在であり、日証協の協会員は、投資者や有価証券による資金調達を行う発行体(以下「利用者」という。)が証券市場にアクセスする際の市場仲介者又は取引の相手方としての重要な役割を担っている。日証協の協会員は、その業務を通じて、経済発展に寄与し、経済・社会に貢献するという重要な役割を担っており、高度な公共性を有している。
- ・ 日証協は、このような重要な役割を担う協会員の自主規制機関として、協会の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的(定款第6条)として設立され、金商法に基づき、自主規制業務(自主規制規則の策定、協会員に対する調査(監査)、協会員に対する処分、利用者からの苦情の解決及びあっせん、協会員に対する研修、外務員登録及び監督)を通じ、協会員の法令遵守等を促進し、協会員や有価証券取引に対する利用者からの信頼の確保・向上を図っている。
- ・ 金商法上の自主規制機関である日証協は、自主規制規則の制定や解釈の場面、ルール違反を発見する場面、必要に応じ処分する等の各場面において、自らが規則制定者、解釈者、適用者となり、それぞれの場合において、協会員に対し、大きな権限・責任を有している。
- ・ 日証協は協会員で構成する会員組織であるが、自主規制業務においては、まず、利用者の視点に立ち、利用者保護のために業務を遂行することが重要

である。

自主規制は、協会員自らがコストを負担し高度な商業倫理を維持・向上させることにより、証券市場全体や協会員に対する利用者からの信頼性を向上させ、結果的に協会員全体の利益に寄与するという効果を有する。従って、日証協の自主規制業務に対する利用者からの信頼を得ることが非常に重要である。利用者に対し、協会員が信頼感、安心感のある厳格な自主規制に服していることを発信するため、どのように自主規制を行うかという姿勢が重要である。

#### 【法令、行政との役割分担】

- ・ 自主規制については、一般に、「自律性」(自ら策定したルールによって自らを律するため、自治の精神に基づく健全な遵守に繋がる。 ) 「専門性」(専門的かつ技術的な金融取引を適切に規制するためには、法令のみで行うことには限界があり、市場の現状や実務に精通した者が専門的知見を活用し、自ら規律を策定することは有効 ) 「機動性・柔軟性」(刻々と変化する市場の実情に即応してルールの改変や解釈の変更を行うには、政府機関よりも、より機動性・柔軟性のある自主規制が適している。)等のメリットがあり、法令より低コストで規制が実施できるといわれている。
- ・ 日証協の自主規制機能は金商法に基づくものであり、協会員に対する拘束力は強いことから、マーケット全体に対する規制は法令によるものの、細かい点については自主規制で規制していくという手法がある。

例えば、新たな商品や取引について、明示的な法令等の規制がない状況下で、利用者保護の観点等から規制が必要な状況にある場合は、法令による規制の導入を検討するに先立ち、まずは日証協において、自律的、機動的に自主規制規則を策定するといった手法があり得る。更に、現行の法令上の規制についても、日証協の自主規制へのシフトを促進していくという考え方があ

る。  
また、本協会の協会員に対する法令遵守に関するモニタリングについても、

当局検査と自主規制機関の監査が並存しているが、機動的かつ木目細かい対応が可能な日証協の監査を充実することにより、当局検査の役割を担っていくという考え方がある。

#### 【ディスクロージャー、コミュニケーション充実の必要性】

- ・ 協会員に対する自主規制を有効に機能させるためにも、上述のとおり、日証協の自主規制業務に対する利用者からの安心感、信頼の確保・向上が重要である。そのため、透明性を確保するための開示や日証協の自主規制に関する情報発信を積極的に行うことが不可欠である。

なお、上述の行政との役割分担の実現に向けた議論を行うに際しては、日証協が自主規制機関としてどのような判断をするのか等について情報開示・発信し、行政及び利用者等からの信頼感を醸成する必要があり、適宜、提言を行うことや自主規制等に関する活動状況を積極的に発信していくことが適当である。

- ・ また、ルールメイキングの検討への参画等を通じて、協会員とのコミュニケーションの一層の充実を図ることにより、自律性を高めることが重要である。更に、金商業者等としての望ましい姿を日証協として発信していくことも重要である。

#### 【金商法による強制加入制について】

- ・ 現行金商法では、法自身による規制と自主規制による規制の二段階の規制に服することが想定されているにもかかわらず、法令による自主規制機関への加入が義務付けられていないが、自主規制機能の強化の観点から、法令による自主規制機関への加入を義務付けることについて検討する必要がある。

特に、上述の行政との役割分担の実現に向けた議論を行うに際しては、自主規制の実効性確保のための議論が必要である。